

明石市水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消処分  
等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道事業管理規程第2号。以下「規程」という。）第8条に規定する指定の取消し及び第9条に規定する指定の効力の停止の処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分の種類)

第2条 明石市水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為に対する処分（以下「処分」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定の取消し
- (2) 指定の効力の停止

(違反行為の調査及び報告書の作成)

第3条 給水担当課長は、指定工事事業者が規程第8条各号に該当する違反行為（以下「違反行為」という。）を行った疑いがあるときは、その事実の有無について調査を行わなければならない。

2 給水担当課長は、前項の調査において指定工事事業者が違反行為を行った事実を確認したときは、当該指定工事事業者に対し、直ちに是正するよう指導するとともに、顛末書の提出を求めなければならない。

3 給水担当課長は、第1項の調査の結果及び前項の顛末書の内容に基づき、指定工事事業者違反行為報告書（様式第1号）を作成するものとする。

(文書による注意等)

第4条 給水担当課長は、違反行為の内容を検討し、処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意又は警告を行うことができる。

(報告)

第5条 給水担当課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、明石市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると判断したときは、明石市行政手続条例（平成9年条例第1号）に定めるところにより、当該処

分の名あて人になるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

(審査委員会による審査)

第7条 規程第19条の規定により設置される明石市水道事業指定給水装置工事業業者審査委員会は、第3条第3項の規定による報告書及び前条の聴聞又は弁明の内容を考慮し、処分等について審査を行うものとする。

(処分の通知)

第8条 管理者は、処分を決定したときは、処分決定通知書(様式第2号)により当該指定工事業業者に通知するものとする。

(処分等の基準)

第9条 この要綱に定める処分並びに文書による注意及び警告の基準は、別表に定めるとおりとする。

(処分後の工事施行)

第10条 指定工事業業者が処分を受けた場合に、当該処分を受けた指定工事業業者が行うべき未竣工の給水装置工事があるときは、当該指定工事業業者は、その工事に限り施行することができる。

2 処分を受けた指定工事業業者は、処分期間中、新たな工事の受付をしてはならない。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第11条 管理者は、水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者が水道法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則(平成24年11月20日制定)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。